

## 安全・安心なまちづくりに関する協定書

ケアリング・アイランド九州沖縄大学コンソーシアム沖縄県メンバー校（以下「甲」という。）と沖縄県警察（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、大学構内や構外周辺における自主防犯活動の推進、学生への性犯罪や薬物乱用の防止等を図り、学生の安全、安心を確保するとともに、地域と一体となった安全・安心なまちづくりの推進を目的とする。

### （名称・構成）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するための防犯ネットワークを構築し、「キャンパス・セイフティ・ネットワーク沖縄（通称：CSN沖縄）」と称する。

2 キャンパス・セイフティ・ネットワーク沖縄は、甲、乙及び関係警察署で組織することとし、別表に掲げる構成とする。

### （活動）

第3条 甲と乙は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

#### （1）大学周辺の安全を守る自主防犯体制の確立

甲と乙は、地域住民等により組織された自主防犯ボランティア団体との連携を図り、大学周辺における地域の安全、安心の確保のため、防犯パトロール及び広報啓発活動等防犯活動を推進する。

#### （2）大学周辺、通学路及び学生が居住する住宅等の防犯環境整備

甲と乙は、地域住民等により組織された自主防犯ボランティア団体と協働し、大学周辺、通学路及び学生が居住する住宅等の防犯環境整備に努める。

#### （3）学生の防犯及び規範意識の醸成のための教育

甲は、乙の協力の下、学生が犯罪被害等に遭わないための教育、規範意識を醸成するための教育等の機会を設ける。

#### （4）犯罪被害防止に関する情報提供と共有化

甲と乙は、学生の安全と安心を守るための情報提供を相互に行い、情報の共有化を図り、甲は、乙から提供された情報を学生及び大学関係者に周知し、乙は、甲から提供された情報に対して、適切に対応する。

### （期限）

第4条 この協定の有効期限は、本協定の締結の日から起算して1年とし、期間満了の日までに甲及び乙のいずれも異議の申出がない場合は、1年更新するものとし、以降毎年この例によるものとする。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

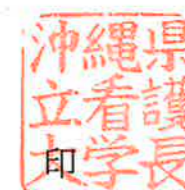
### 附 則

この協定の成立を証するため、正本4通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年2月20日

甲 沖縄県立看護大学 学長

前田和子



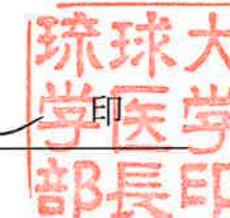
公立大学法人 名桜大学 学長

山里勝己



国立大学法人 琉球大学 医学部長

松下正之



乙 沖縄県警察本部長

加藤達也

